

◎新潟県告示第594号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 委託した事務

「三沢厚彦展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務

2 前売観覧券販売期間

令和4年4月29日から令和4年7月15日まで

3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
全国セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 新潟支店長 渡辺 浩幸

4 委託期間

令和4年4月29日から令和4年7月29日まで